

鳥取大学ヒトES細胞使用研究倫理審査委員会規程

平成19年4月11日

鳥取大学医学部規則第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学ヒトES細胞の使用に関する規則（平成19年鳥取大学規則第73号）第8条第8項の規定に基づき、鳥取大学ヒトES細胞使用研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、鳥取大学（以下「本学」という。）において申請されたヒトES細胞の使用計画について、その研究目的は適切であるかどうか、これまでにマウス等のES細胞を用いた研究が十分実施され、ヒトES細胞を使用する段階に進むことに十分な科学的合理性及び必要性があるかどうか及び研究内容は指針及び鳥取大学ヒトES細胞の使用に関する規則に即し、科学的妥当性及び倫理的妥当性があるかどうかについて総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して学長に対し意見を提出するとともに、当該審査の過程の記録を作成し、これを保管する。

2 委員会は、ヒトES細胞の使用の進行状況及び結果について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項及び改善事項等に関して学長に対し意見を提出する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 医学部倫理審査委員会の委員長
- 二 本学の教員のうちから 4人
- 三 本学以外の学識経験者 1人
- 四 一般の立場の者 2人
- 五 その他医学部長が必要と認めた者

2 委員会は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。この場合において、第1号から第3号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。第5条に定める会議の成立についても同様とする。

- 一 生物学・医学の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- 二 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
- 三 本学に所属する者以外の者が2人以上含まれており、男女両性で構成されていること。

3 委員は、医学部長が任命又は委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号、第2号及び第5号の委員のうちから互選により選出するものとし、副委員長は、委員長が指名した委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は次条第5項又は第6項の規定により審査に参加できないときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。ただし、第3条第1項第3号及び第4号の委員のうちから2人以上かつ男性及び女性がそれぞれ1人以上の出席を必要とする。

- 2 委員が委員会に欠席する場合であっても、当該審議案件についての意見書をあらかじめ委員長に提出し、委員長が委員会でこれを読み上げた場合は、当該委員は出席したものと取り扱うものとする。
- 3 委員が委員会を欠席する場合、代理の者の出席は認めないものとする。
- 4 委員会の議決は、出席した委員の合意によるものとする。
- 5 当該使用計画を実施する研究者等又は使用責任者との間に利害関係を有する者が審査に参画してはならない。
- 6 使用計画を実施する使用責任者及び研究者等は、倫理審査委員会の審議及び意見の決定に同席してはならない。ただし、当該倫理審査委員会の求めがある場合には、その会議に出席し、使用計画に関する説明を行うことができる。
- 7 倫理審査委員会は、使用計画の軽微な変更等に係る審査について、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査を行い、意見を述べることができる。この場合において当該審査の結果は、全ての委員に報告されなければならない。
- 8 倫理審査委員会の議事の内容は、本規程により非公開とすることが定められている事項を除き、公開するものとする。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、米子地区事務部経営企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、ヒトES細胞を使用した研究の倫理審査及び委員会の運営に関しては「ヒトES細胞の使用に関する指針」(平成31年文部科学省告示第68号)によるものとし、この他に必要な事項については、医学部教授会の議を経て、医学部長が定める。

- 2 医学部長は、本規程を公開するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月11日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命される第3条第1項各号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則(鳥取大学医学部規則第25号)

この規程は、平成20年1月16日から施行する。

附 則(平成30年7月25日鳥取大学医学部規則第11号)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和3年2月10日鳥取大学医学部規則第2号)

この規程は、令和3年2月10日から施行する。